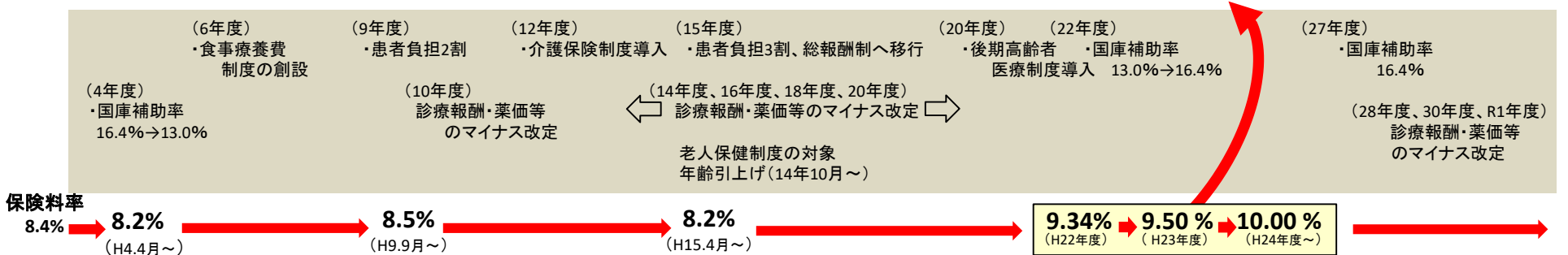
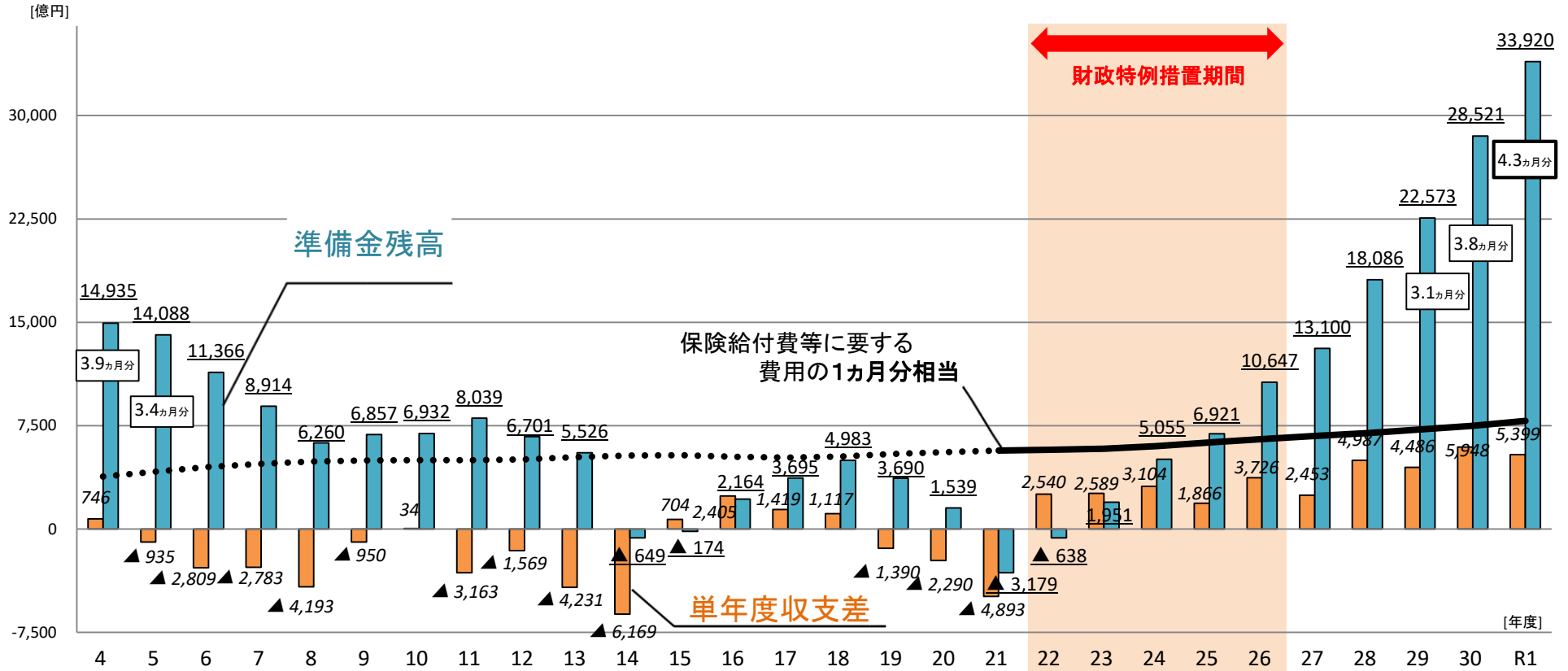


# 協会けんぽの動向

# 単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

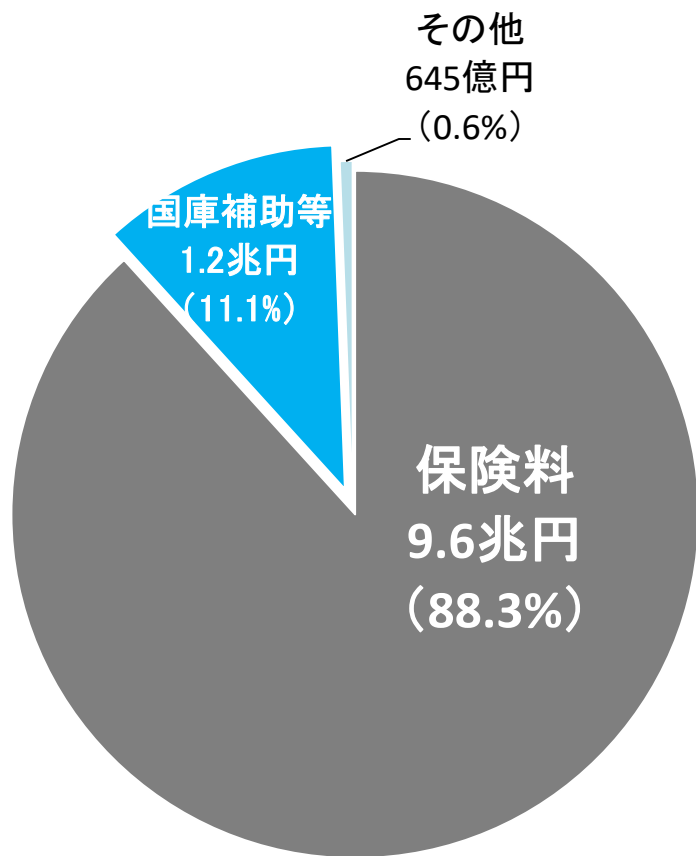


- (注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。  
 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

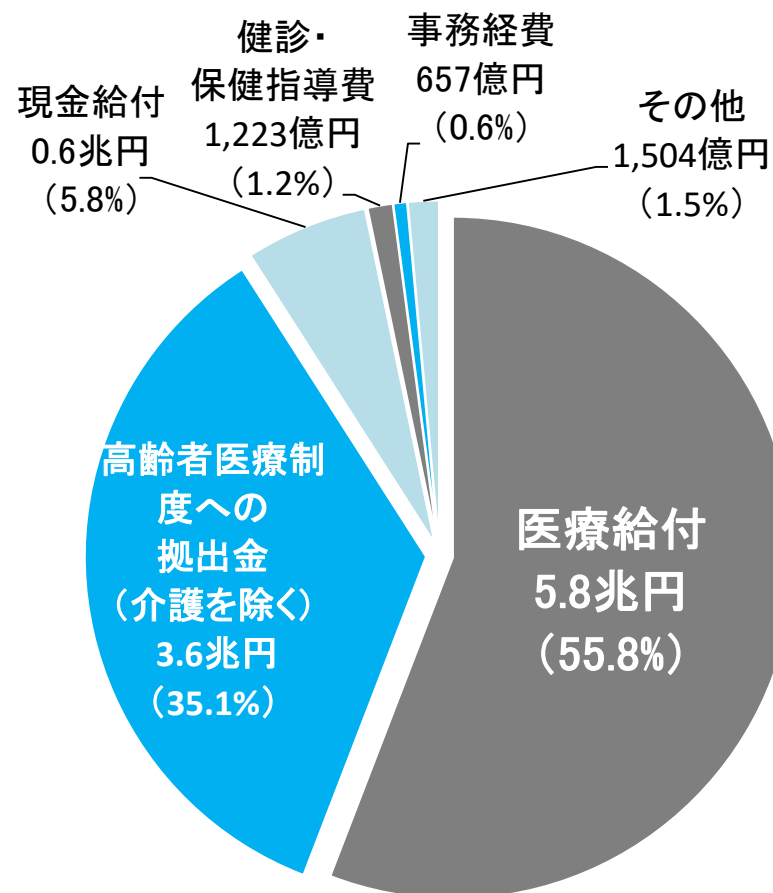
# 協会けんぽの財政構造(令和元年度決算)

○ 協会けんぽ全体の支出は約10.3兆円だが、その約4割、約3.6兆円が高齢者医療への拠出金に充てられている。

## 収入 10兆8,697億円

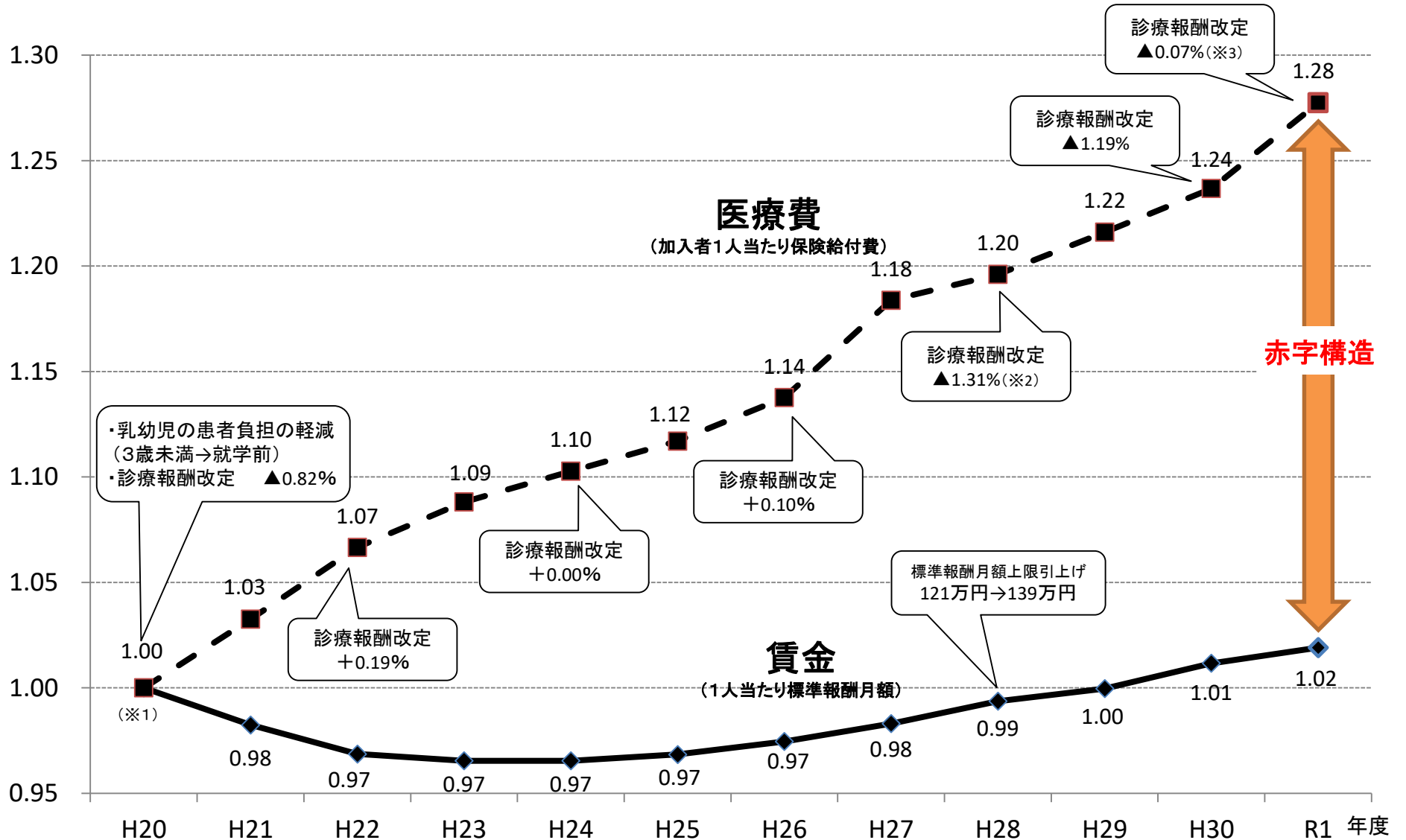


## 支出 10兆3,298億円



# 協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造



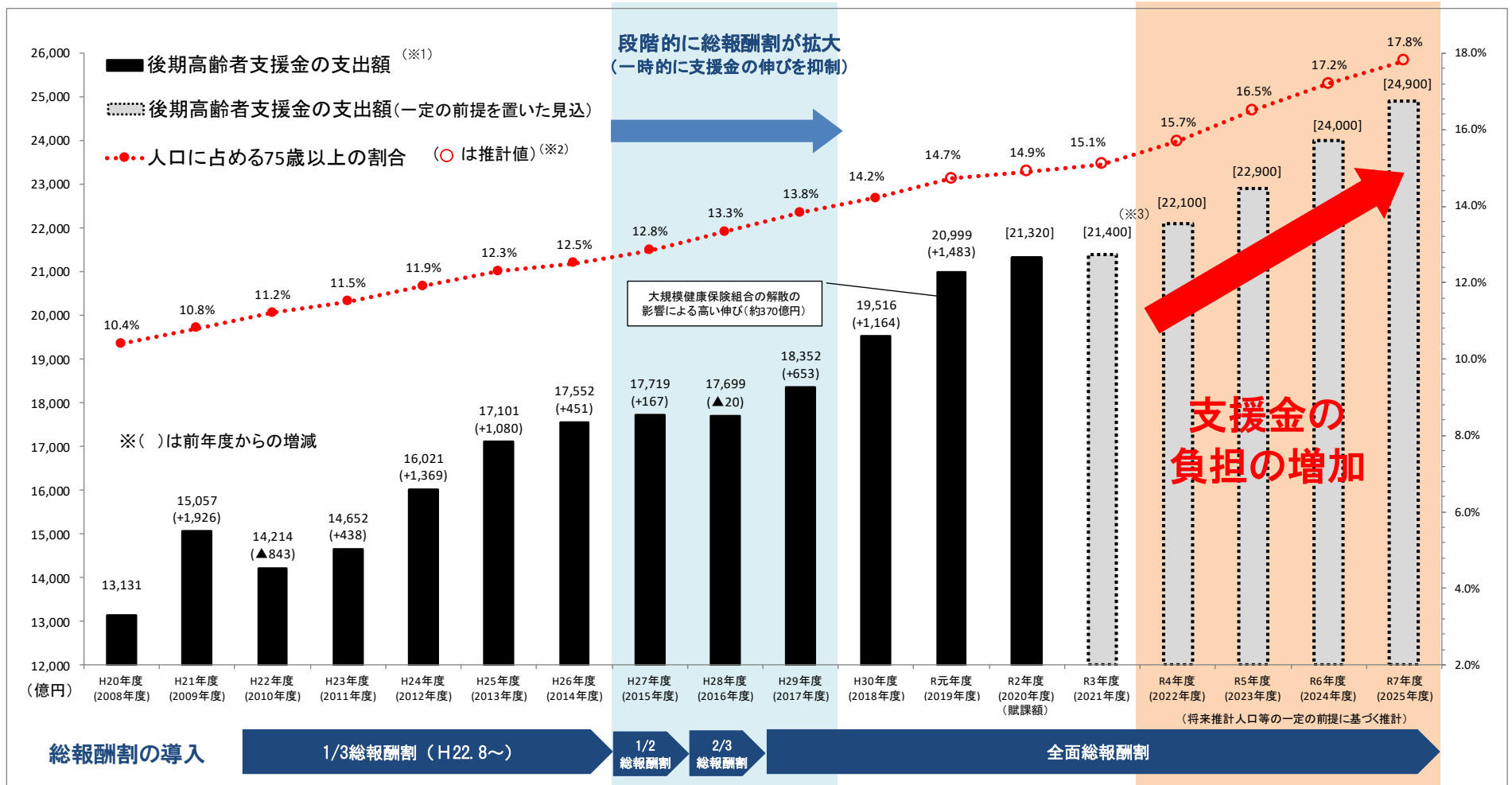
(※1) 数値は平成20年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

(※3) 消費税率10%への引き上げに伴い令和元年10月より改定。

# 協会けんぽの後期高齢者支援金の推移

●近年、後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大により一時的に伸びが抑制されていたが、今後は大幅な増加が見込まれている。



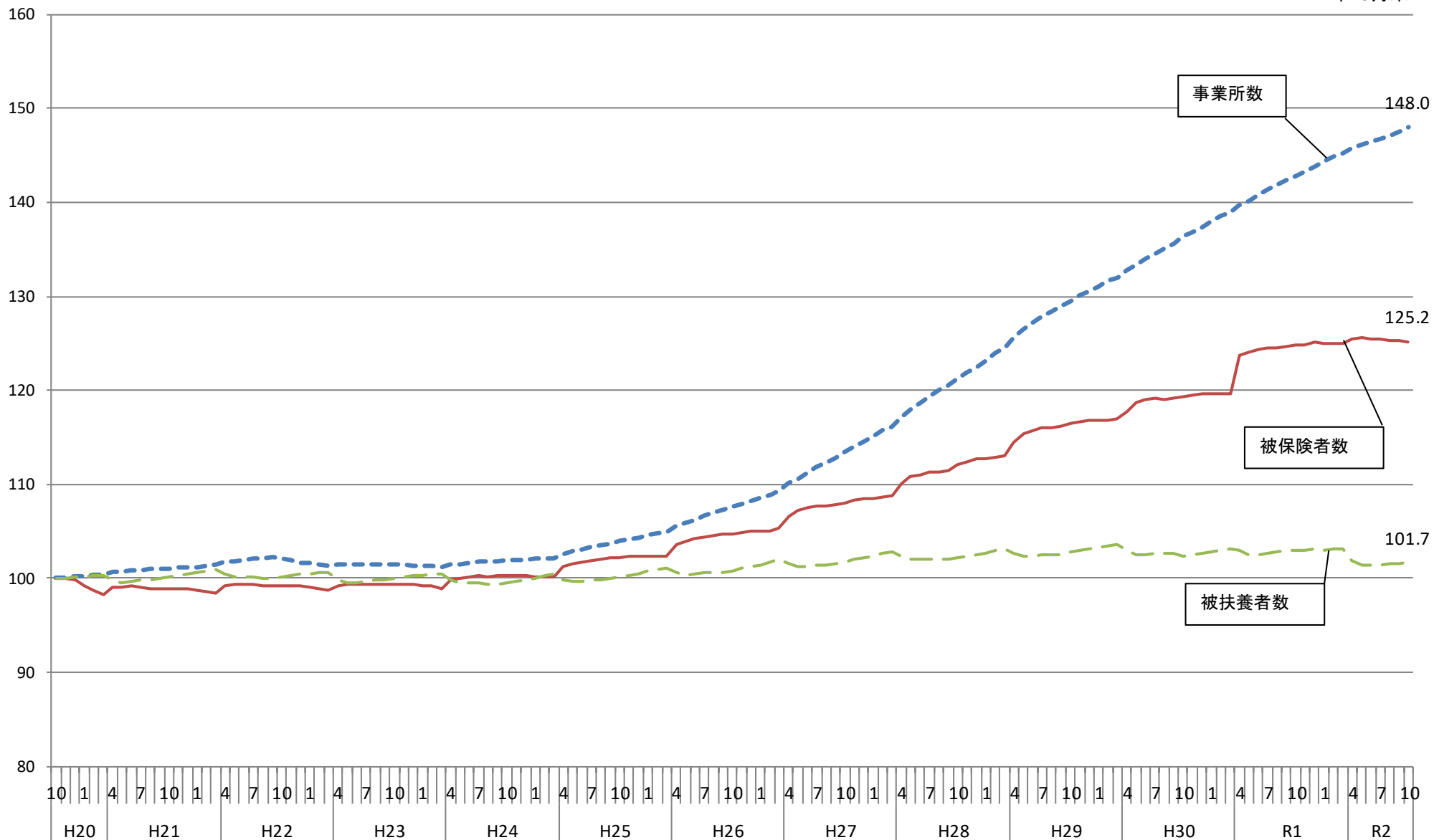
(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、H30年度以前の実績は「高齢社会白書」（内閣府）、R元年度以降の推計値は「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、H29年推計）による。

(※3) R3年度以降の推計値は、百億円まるめ記載している。

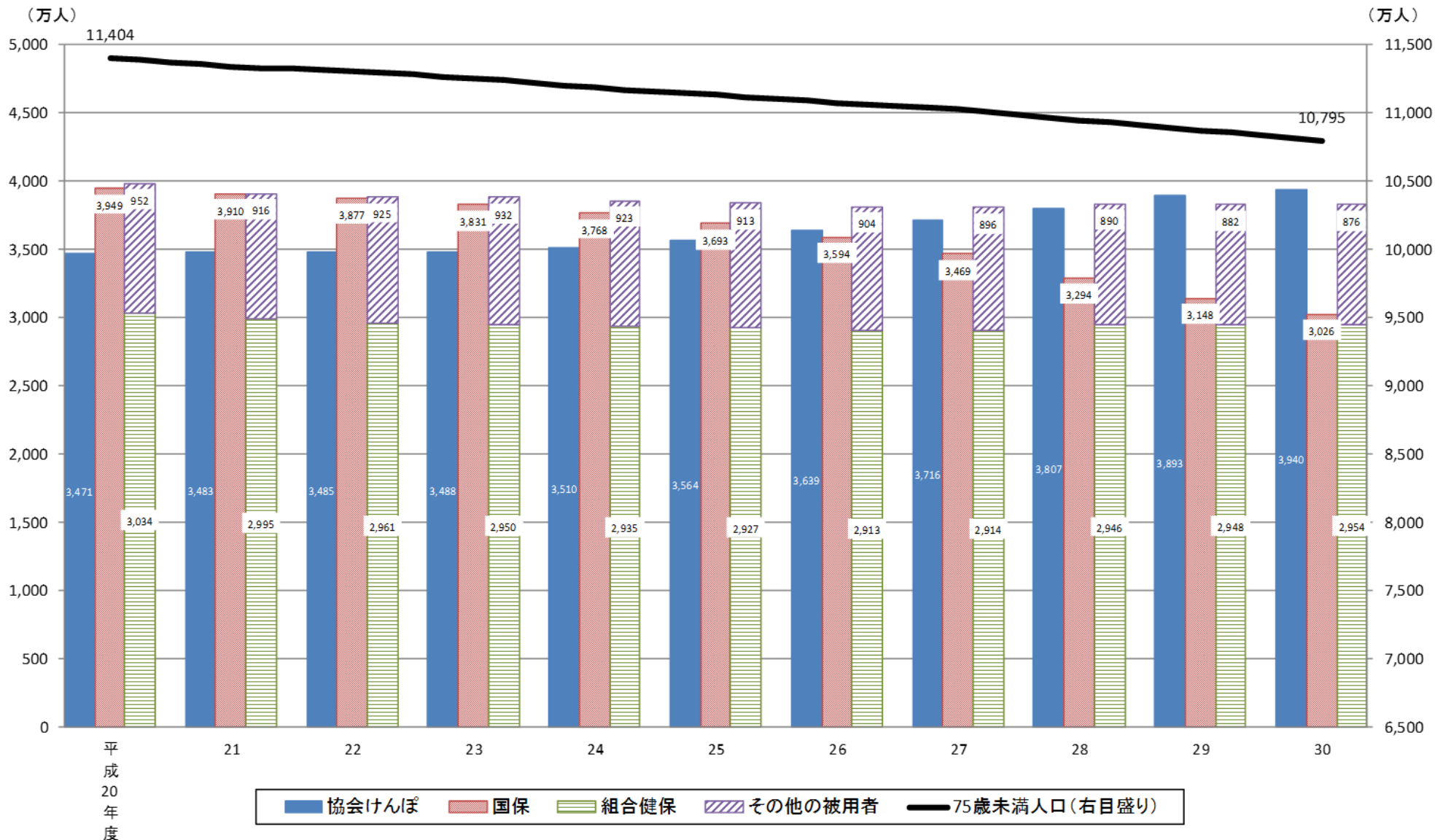
# 協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

R2年10月末



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示している。

# 75歳未満の者の制度別加入者数及び75歳未満人口の推移



(注)1. 協会けんぽ、国保及び被用者その他は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口(総務省統計局「人口推計」の総人口)を表す。  
 2. その他の被用者は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、共済組合は前年度末現在の数値を計上している。



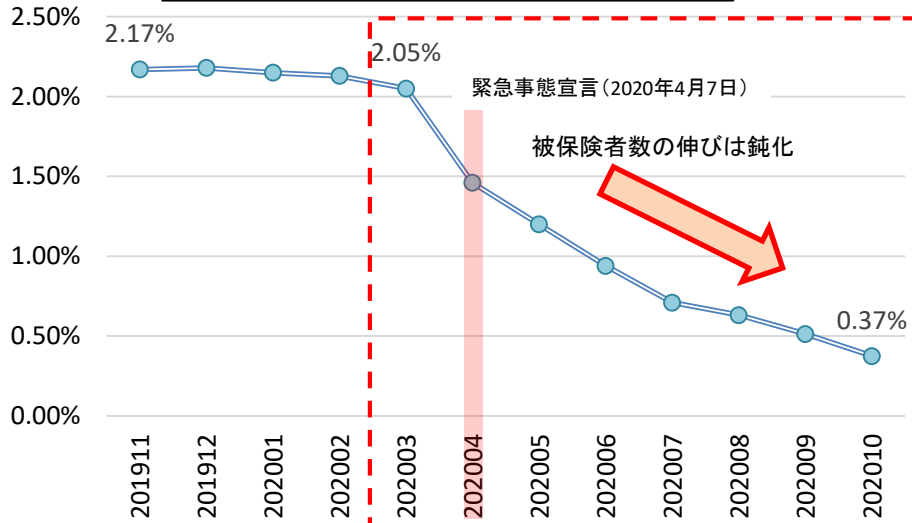


# 被保険者数の推移

10月数値は速報値

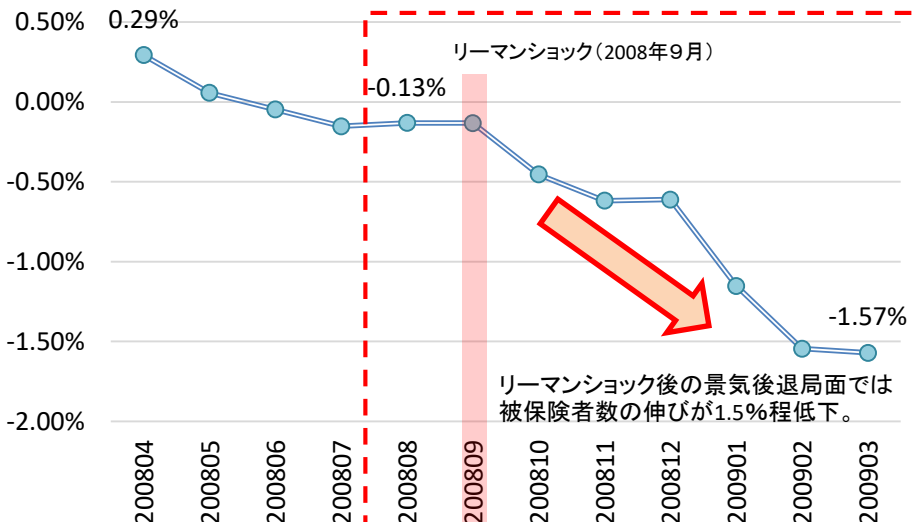
○ 近年の被保険者数の推移は、対前年同月比で見ると概ね2%で増加していたが、足元の令和2年4月から10月にかけて対前年同月比の伸びは鈍化しており、令和2年5月以降、被保険者数は減少している。

被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)



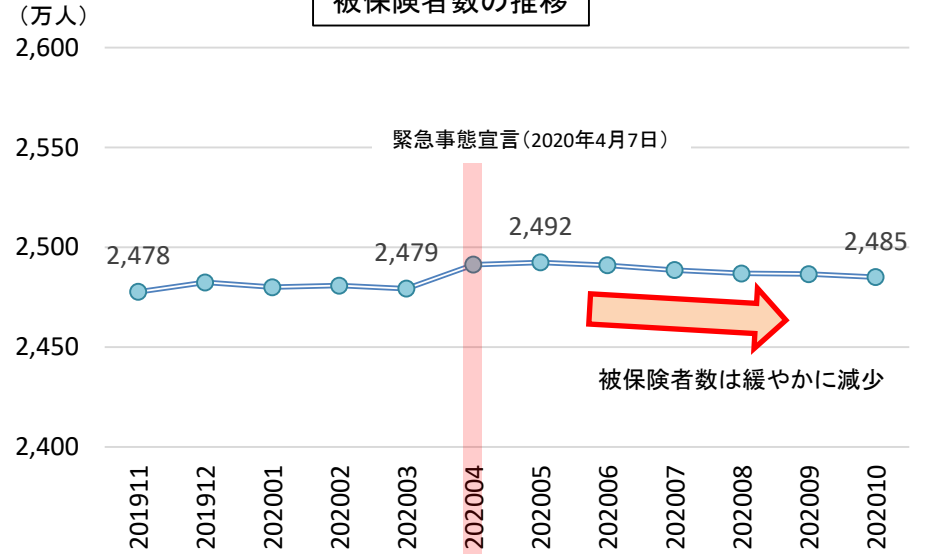
(注)令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の比率は、解散した大規模解散健康保険組合の影響を除いて算出している。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の伸びの推移(対前年同月比)



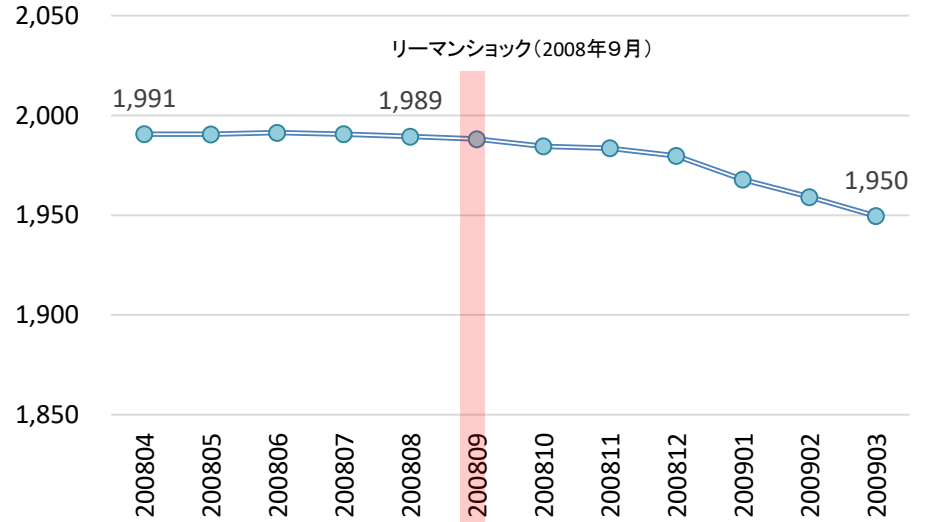
リーマンショック後の景気後退局面では被保険者数の伸びが1.5%程低下。

被保険者数の推移



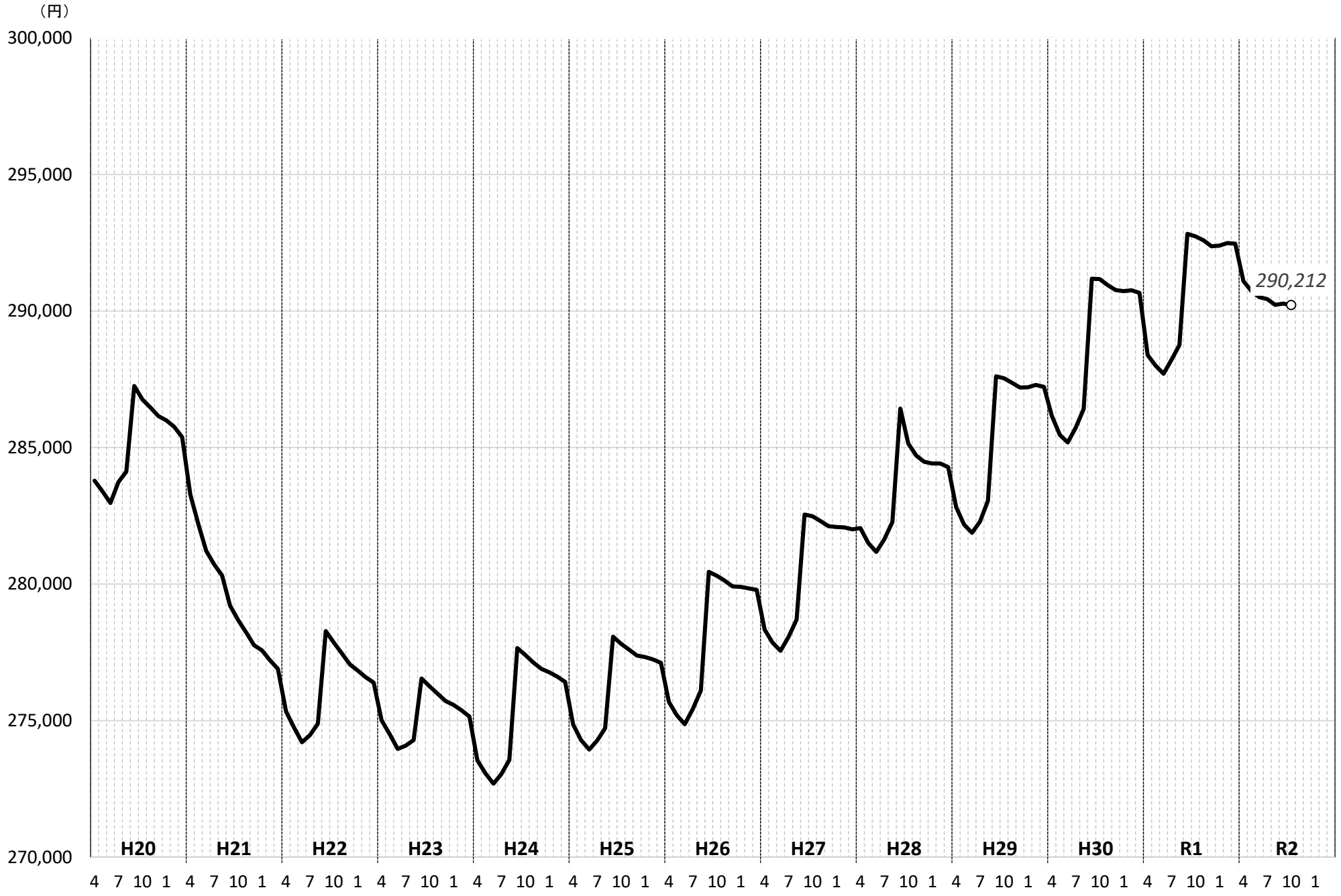
(注)令和元(2019)年11月から令和2(2020)年3月の数値は、解散した大規模解散健康保険組合を含む実数。

<参考>リーマンショックの時期の被保険者数の推移



# 平均標準報酬月額の経年の推移

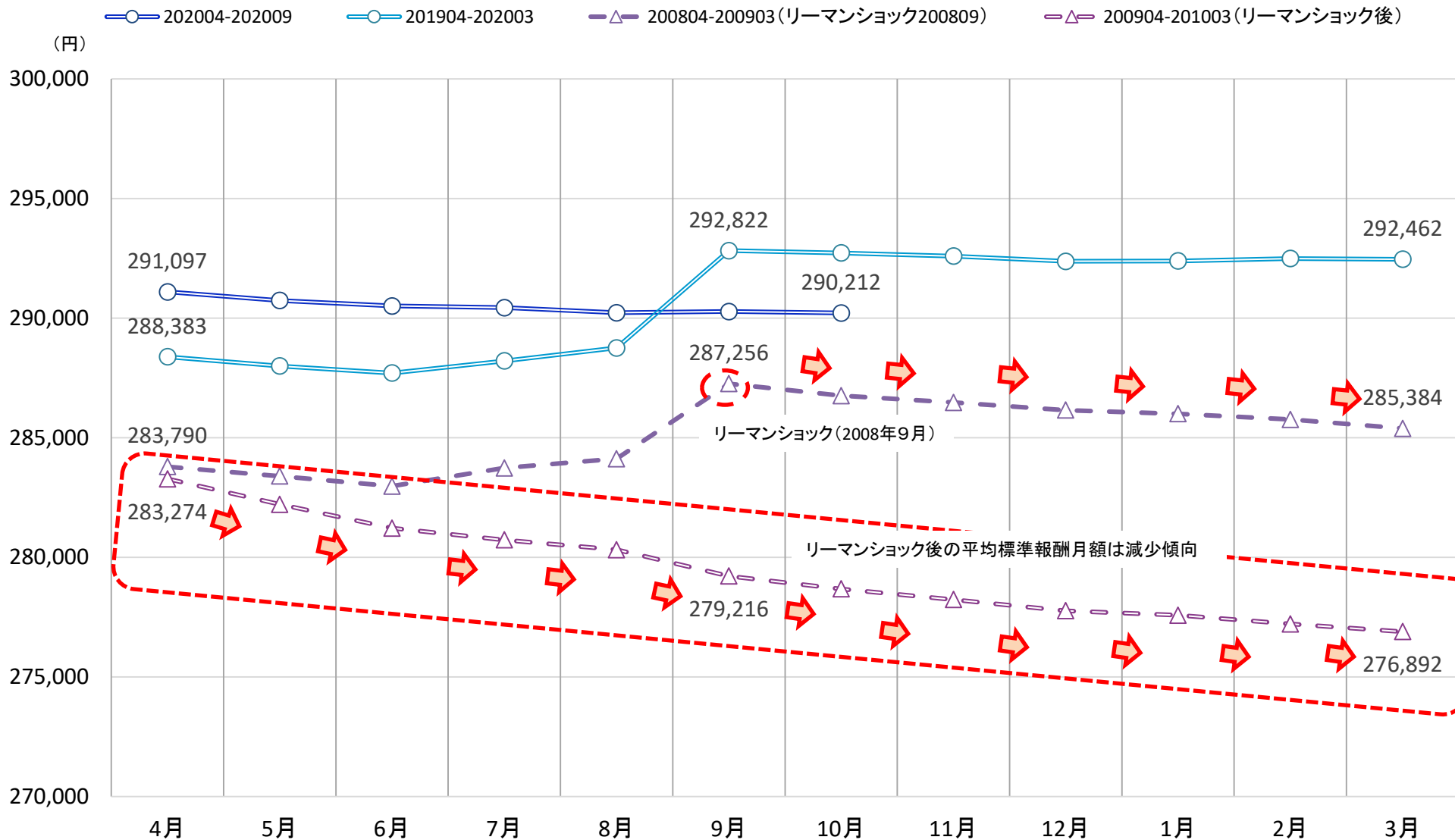
10月数値は速報値



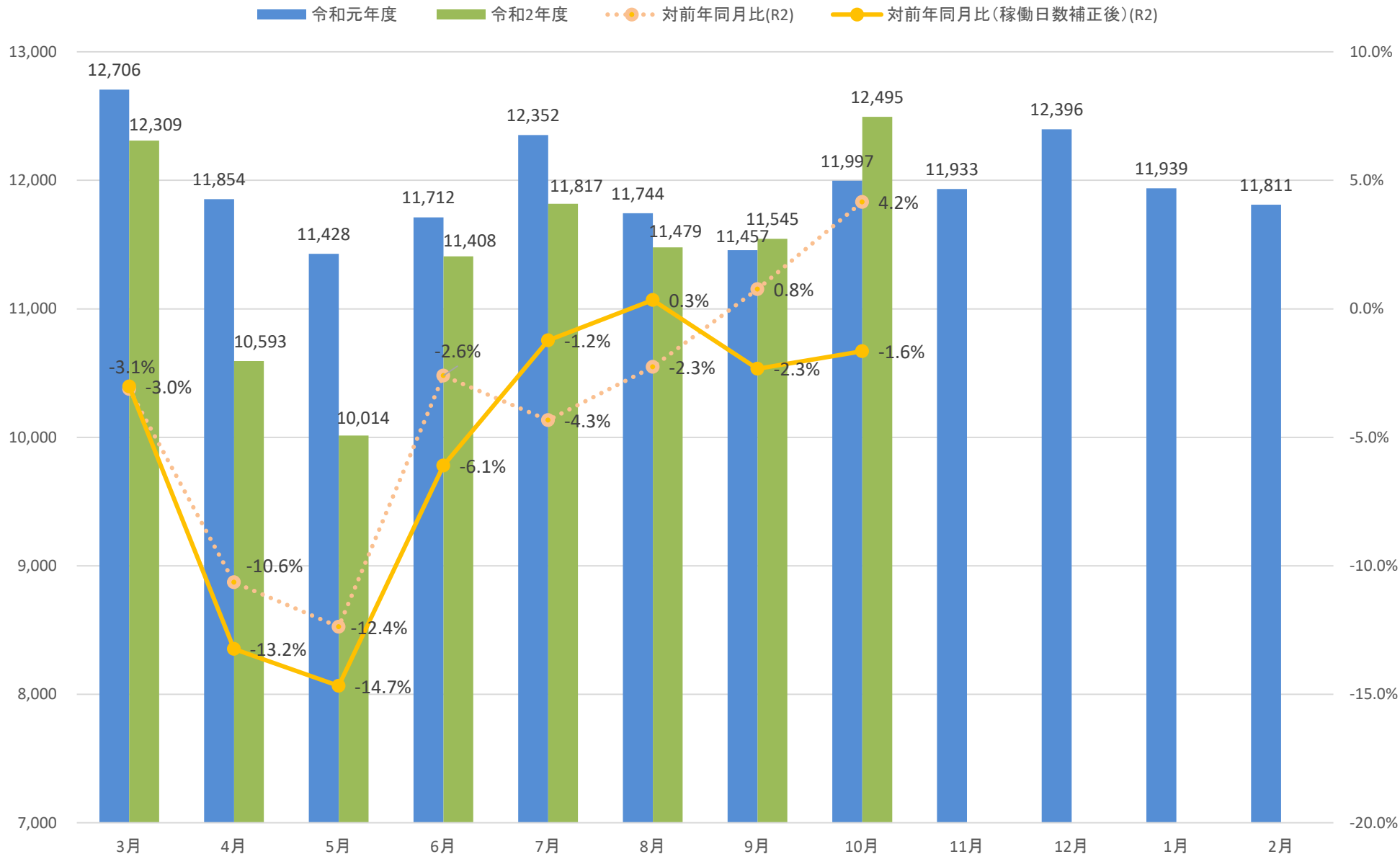
# 平均標準報酬月額推移

10月数値は速報値

○ 前年度3月の定年退職等や毎年度4月の新規採用に伴い、4月に平均標準報酬月額は減少し、その後4月から6月の給与総額を算定の基礎として9月に標準報酬の改定が行われ増加するのが一般的であるが、今年度は8月に比べ僅かに増加したものの、対前年同月比の伸びはマイナスに転じている。



# 加入者一人当たり医療給付費と対前年同月伸び率の推移



## 1. 保険料関係

### ① 保険料の猶予

- 令和2年2月1日以降における、一定期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予することとされた。
- 8月28日時点で健康保険料及び介護保険料計で1,050.3億円の納付が猶予されている。

### ② 特例随時改定

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別な状況に鑑み、令和2年4月～7月に休業があった者について、通常の手続き（随時改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額されるどころ、翌月から減額改定できる特例が実施された。
- 現在、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況を踏まえ、本年12月まで特例措置が延長されることとなった。
- 8月28日時点で、日本年金機構において約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所、19万人について特例改定を承認。※健保組合加入者を含んだ数字

## 2. 傷病手当金関係

- 傷病手当金の速やかな支給のため、厚労省からの事務連絡を踏まえ、以下の対応を実施した。
  - ・発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することができなかった期間として取扱う。
  - ・やむを得ず、医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、労務不能と認め支給。



# 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

2020年11月12日時点

👉クリックするとHPに飛びます

世帯や個人の皆様	給付	全国全ての人々に	特別定額給付金	申請受付終了	一律 <b>1人</b> 当たり <b>10万円</b> 申請は郵送又はマイナポータルで	—
		子育て世帯の方々に	子育て世帯への臨時特別給付金	実施中	児童手当受給世帯に対して子ども <b>1人</b> 当たり <b>1万円</b> 改めての申請不要	各市区町村の窓口まで
		生活が苦しいひとり親世帯の方々に	ひとり親世帯への臨時特別給付金	実施中	児童扶養手当受給世帯等に対して <b>5万円</b> （第2子以降は <b>+3万円</b> ） さらに、収入減の場合 <b>+5万円</b>	各市区町村の窓口まで コールセンター 0120-400-903 （9:00～18:00 土、日、祝日を除く）
		休業期間中、賃金が支払われない	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	実施中	中小企業で働く従業員に対して月額最大 <b>33万円</b> を支給	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 （平日8:30-20:00、休日8:30-17:15）
		休業による収入減で住居を失うおそれ	住居確保給付金	実施中	原則 <b>3か月</b> 、最長 <b>9か月</b> 家賃相当額を支援	お住いの市区町村の自立相談支援機関まで コールセンター 0120-23-5572 （毎日 9:00-21:00）
		アルバイト収入減で学業継続が厳しい	学生支援緊急給付金	実施中	大学・短大・高専・専門学校生等 <b>1人</b> 当たり <b>20万円</b> （住民税非課税世帯） <b>10万円</b> （上記以外）	各大学等の学生課等の窓口まで
	貸付	収入減で生活が苦しい	緊急小口資金・総合支援資金	実施中	最大 <b>80万円</b> （二人以上世帯） 最大 <b>65万円</b> （単身世帯） ※延長すれば、最大140万円、110万円	市区町村の社会福祉協議会まで コールセンター 0120-46-1999（毎日9:00-21:00）
	猶予・減免	収入減で保険料が払えない	国民健康保険料等の減免	実施中	国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料等を減免 <small>リンク先パンフのP13をご覧ください</small>	各市区町村の窓口まで
		生活が苦しくて税、公共料金が払えない	納税猶予、公共料金の支払猶予	実施中	国税・地方税、電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の各種公共料金の支払を猶予	国税 — 国税局猶予相談センターまで 地方税 — 各地方団体の窓口まで 各種公共料金 — 各事業者まで

👉詳細はこちらをクリック

👉詳細はこちらをクリック

👉国税の詳細はこちらをクリック



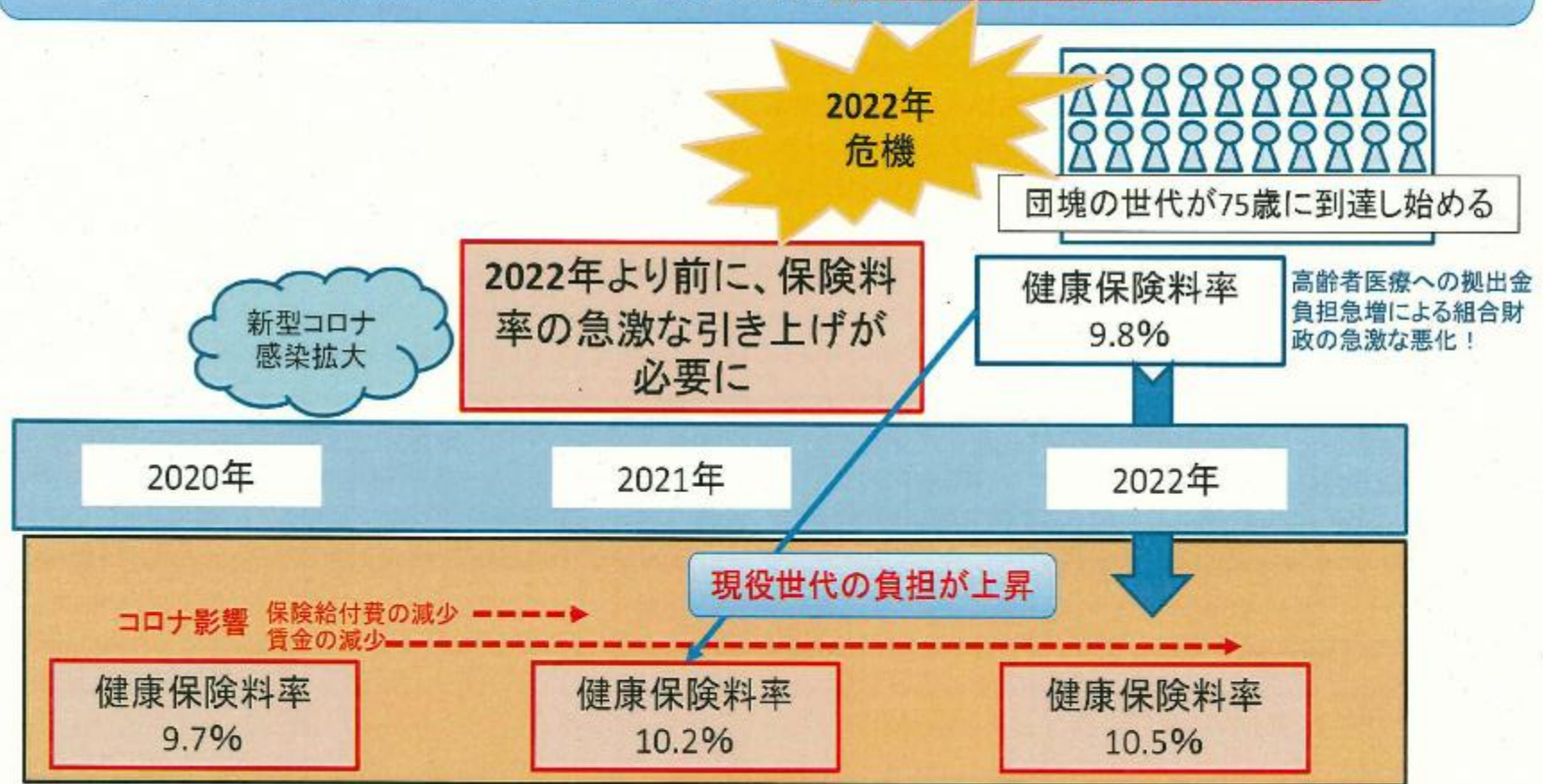
中小・小規模事業者等の皆様

給付	<p>売上が半分以下※ で事業の継続が難しい ※1～12月のどの月でも</p>	<p>持続化給付金</p>	<p>実施中</p> <p>中小法人等 最大<b>200万円</b> フリーランス含む個人事業者 最大<b>100万円</b></p> <p>主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者、2020年新規創業者向けの申請も開始</p>	<p>持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292 (土、祝日除く8:30-19:00)</p>	<p>☞ 詳細はこちらをクリック</p>
	<p>家賃の支払いが難しい</p>	<p>家賃支援給付金</p>	<p>実施中</p> <p>一定の売上減少要件を満たす事業者に 中小企業等 最大<b>600万円</b>※1 個人事業者等 最大<b>300万円</b>※2</p> <p>※1 最大100万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分 ※2 最大50万円/月 (給付率2/3,1/3) × 6ヵ月分</p>	<p>家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930 (土、祝日除く8:30～19:00) 7/15～申請サポート会場も順次開設</p>	<p>☞ サポート会場の詳細はこちらをクリック</p>
助成	<p>雇用を維持できない</p>	<p>雇用調整助成金</p>	<p>実施中</p> <p>雇用を維持する中小企業は <b>一律10割</b>助成 日額上限8,330円→<b>15,000円</b>に引上げ</p>	<p>お近くの都道府県労働局 またはハローワークまで コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00-21:00) 8月25日からオンライン申請開始</p>	<p>☞ オンライン申請の詳細はこちらをクリック</p>
	<p>事業再開に向けた投資をしたい</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>実施中</p> <p>小規模事業者に<b>最大150万円</b>を補助 〔最大100万円までを<b>最大3/4</b>補助, 最大<b>50万円</b>を<b>定額</b>補助〕 ナイトクラブ、ライブハウス等は最大200万円</p>	<p>お近くの商工会 または商工会議所まで</p>	
貸付	<p>売上減で 資金繰りが厳しい</p>	<p>実質無利子・ 無担保融資</p>	<p>実施中</p> <p><b>3年間無利子、最長5年間元本据置</b> 日本政策金融公庫等に加え、 5月より地銀、信金、信組等でも利用可</p>	<p>日本公庫 → 0120-154-505 (平日) ※休日も別途相談窓口を設置 商工中金 → 0120-542-711 (平日・土曜) 民間金融 → 0570-783-183 (平日・休日)</p>	
猶予・減免	<p>売上減で 税、社会保険料が難しい</p>	<p>国税、地方税、 社会保険料の納付猶予</p>	<p>実施中</p> <p>売上が一定程度減少の場合、 1年間、<b>無担保かつ 延滞税なし</b>で猶予</p>	<p>国税 → 国税局猶予相談センターまで 地方税 → 各地方団体の窓口まで 社会保険料 → 管轄の年金事務所、各都道府県労働局</p>	<p>☞ 国税の詳細はこちらをクリック</p>
	<p>売上減で 固定資産税が払えない</p>	<p>固定資産税・ 都市計画税の減免</p> <p>リンク先パンフのP73をご覧ください</p>	<p>実施中</p> <p>売上が一定程度減少の場合、 来年度は <b>2分の1</b> 又は <b>ゼロ</b> に減免</p>	<p>相談ダイヤル 0570-077-322 (平日 9:30～17:00)</p>	



# 健保組合を取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2021年度には保険料率が10.2%と協会けんぽの料率(10%)を超えるおそれ。賃金の回復がなかなか見込めないため、組合財政は急激な悪化を余儀なくされている。さらに、2022年度から高齢者医療拠出金負担の急増が控えており、**制度改革なしには現役世代を守れない。**



※コロナ影響下の保険料率については、健保組合に対する報酬調査をもとに2020年度予算から健保連でリスクシナリオを推計。2022年度の保険料率は、健保連試算数値を使用。保険料率はすべて、赤字を出さずに収支均衡とするための実質保険料率。



1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響による令和2年度の健保組合財政の見通し(令和2年度予算との比較)

健保組合計：1,389 組合ベース	令和2年度 予算早期集計	リスクシナリオⅠ		リスクシナリオⅡ(ワースト)	
		推計値(伸び率)	増減数	推計値(伸び率)	増減数
保険料収入	8兆2,203億円	7兆9,376億円(▲3.4%)	▲2,827億円	7兆8,105億円(▲5.0%)	▲4,098億円
平均標準報酬月額	37万7,448円	37万1,288円(▲1.6%)	▲6,160円	36万4,023円(▲3.6%)	▲1万3,425円
平均標準賞与額	112万3,167円	95万5,142円(▲15.0%) / 増減：▲16万8,025円			
法定給付費	4兆2,682億円	推計値(緩やかな回復)：3兆9,914億円(▲6.5%) / 増減：▲2,768億円			
実質保険料率	9.71%	9.67%	▲0.04ポイント	9.84%	+0.13ポイント
同10%超の組合数	515組合	512組合	▲3組合	580組合	+65組合
保険料収入に占める拠出金負担割合	42.98%	44.52%	+1.54ポイント	45.24%	+2.26ポイント
経常取支	▲2,316億円	▲2,404億円(赤字+3.8%)	赤字88億円増	▲3,675億円(赤字+58.7%)	赤字1,359億円増

- 1) 保険料収入の推計では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた、①被保険者数、②被保険者1人当たり標準報酬月額累計、③被保険者1人当たり標準賞与額累計を算出し、令和2年度予算と同じ保険料率を乗じることにより試算している(詳細については、「資料編」を参照のこと)。
- 2) 上記1)の保険料収入の算出基礎となる「標準報酬月額」及び「標準賞与額」は、リスクを見込んだ「影響率」を業態別・形態別(単一・総合)に算出して試算している。各影響率は、当該業態・形態に属する各健保組合の「報酬総額調査(8月実施)」による「標準報酬月額」及び「標準賞与額」について、令和2年度予算からの程度減少しているかを調べ、影響率が大きい(減少幅が大きい)ものから順に並べたとき、①「シナリオⅠ」を当該業態・形態に属する健保組合全体の25%分位点に位置する組合の影響率とし、②「シナリオⅡ」を同5%分位点に位置する組合の影響率としている。ただし、「標準報酬月額」とは性格の異なる「標準賞与額」は、②「シナリオⅠ」の25%分位点としている。
- 3) 上記2)より、結果として、「シナリオⅠ」：25%の位置は「リーマン・ショックを超えない規模」となり、「シナリオⅡ」：5%の位置は「リーマン・ショックを超える規模」となった(リーマン・ショック時の平均標準報酬月額及び平均標準賞与額の伸び率は、月額：▲2.0%、賞与：▲15.2%(平成19年度決算から平成21年決算の変動率)である)。
- 4) 新型コロナウイルス感染拡大後の法定給付費の推計では、対令和2年度予算比(対【影響前】法定給付費比)の影響率の回復の推移について、①早い回復(高位推計)、②緩やかな回復(中位推計)、③一定水準止まり(低位推計)の3つの仮定を置いており、このうち本財政試算では、②「緩やかな回復(中位推計)」の仮定に基づく法定給付費(対予算比▲6.5%)を用いている(詳細については「資料編」を参照のこと)。
- 5) 実質保険料率には調整保険料を含む(以下、同じ)。

## 新型コロナ影響下における2020年度(令和2年度)以降の財政見通し(リスクシナリオ)

- 新型コロナ感染拡大の影響により、企業業績が悪化し、標準報酬総額等の低迷が長期化する見通し(リーマン・ショック後と同様)。
- 2020年度(令和2年度)より2021年度(令和3年度)以降が厳しくなる。→2022年度前に財政が逼迫

		2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)
経常収入計①		8兆600億円(▲2,800億円*)	7兆7,800億円(▲5,200億円*)	7兆7,300億円(▲5,100億円*)
	保険料	7兆9,400億円	7兆6,600億円	7兆6,100億円
	その他	1,200億円	1,200億円	1,200億円
経常支出計②		8兆3,000億円(▲2,700億円*)	8兆4,500億円(▲2,800億円*)	8兆6,700億円(▲1,800億円*) (前々年度分拠出金精算前8兆5,500億円)
	保険給付費	4兆900億円	4兆2,400億円	4兆4,000億円
	拠出金	3兆5,300億円	3兆5,500億円	3兆6,100億円 (前々年度分拠出金精算前3兆7,000億円)
	その他	6,700億円	6,600億円	6,600億円
経常収支差引額(①-②) (2020年度の保険料率【平均9.219%】を固定した場合)		▲2,400億円(▲100億円*)	▲6,700億円(▲2,400億円*)	▲9,400億円(▲3,300億円*) (前々年度分拠出金精算前▲1兆200億円)
実質保険料率(収支均衡に必要な保険料率)		9.7%	10.2%	10.5% (前々年度分拠出金精算前10.6%)
財政指標	被保険者数	▲0.7%※	▲0.5%(さらに低下:満年度化)	(低下したまま)
	平均標準報酬月額	▲1.6%※	▲1.2%(さらに低下:満年度化)	(低下したまま)
	平均標準賞与額	▲15.0%※	▲6.8%(さらに低下:満年度化)	(低下したまま)
	1人当たり医療費	若人▲5.8% 高齢者▲5.6%※	若人2.8%回復 高齢者3.0%回復	若人、高齢者とも全面回復

注1)「※」の付いた推計の前提となる「平均標準報酬月額」、「平均標準賞与額」、「1人当たり医療費」の影響率の算出方法及び考え方については「資料編」を参照のこと。

注2)「\*」の付いた経常収入計、経常支出計、経常収支差引額のカッコ内の数値は、2020年度予算早期集計結果に基づく新型コロナ感染拡大の影響を加味しない当初の見通しとの差額を表す。